

館山市電子図書館サービス導入業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、館山市電子図書館サービス導入業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザル実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

- (1) 業務名：館山市電子図書館サービス導入業務委託
- (2) 業務内容：別添「館山市電子図書館サービス導入業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間：契約締結日から令和3年3月31日まで
※令和3年2月1日からシステム稼働（予定）
※システム利用料について
令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間の長期継続契約を想定。
長期継続契約に係る歳出予算について減額又は削減があった場合は、当該契約を締結しないあるいは、変更又は解除することができるものとする。
 - ① システム導入業務
契約締結日から令和3年2月1日（予定）まで
 - ② システム利用料
令和3年2月1日（予定）から令和3年3月31日まで
 - ③ 電子書籍の提供（電子書籍ライセンス料）
令和3年2月1日（予定）のシステム稼働時に利用可能なこと
- (4) 提案上限額：2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
システム導入費・システム利用料・電子書籍ライセンス料の総額

3 事務局

館山市教育委員会 教育部 図書館

〒294-0045 千葉県館山市北条1740番地

電話：0470-22-0701 FAX：0470-22-1533

メール：tosyokan@city.tateyama.chiba.jp

4 プロポーザル参加資格要件

次の要件を全て満たす企業又は団体であること。

- (1) 館山市入札参加適格者名簿に登録されている者又は登録を予定している者
- (2) 公告日以降に、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けて

いない者

- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
 - イ 対象業務の入札日(本件については公告日)前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - エ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (5) 電子図書館導入業務委託に関する地方公共団体からの業務を受託し、かつその業務を履行している者又は履行した実績がある者(平成27年4月以降)

5 事業スケジュール

内容	期日
事業告示・実施要領等公表	令和2年11月4日(水)
質問書の受付期間	令和2年11月4日(水)から 令和2年11月20日(金)まで
質問への最終回答予定日	令和2年11月25日(水)まで
参加申請書及び提案書受付期間	令和2年11月26日(木)から 令和2年12月4日(金)まで
参加資格結果通知	令和2年12月8日(火)
プレゼンテーション審査	令和2年12月15日(火)
業者選定結果の通知	令和2年12月18日(金)
受注予定者との協議期間	令和2年12月22日(火)から 令和2年12月24日(木)まで
契約締結予定日	令和2年12月25日(金)

6 事業の告示・実施要領等の交付

本プロポーザルに係る事業告示日から、実施要領等資料を下記のとおり交付する。

(1) 交付資料

- ・館山市電子図書館サービス導入業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・館山市電子図書館サービス導入業務委託公募型プロポーザル様式
- ・館山市電子図書館サービス導入業務委託仕様書

(2) 交付方法

- ・館山市公式ホームページからダウンロードすること。

【URL】 <https://www.city.tateyama.chiba.jp/>

「トップページ〉しごと・産業情報〉入札・契約〉プロポーザル〉公募型プロポーザル（予定・結果）」

7 質問受付・回答及び説明会

(1) 本プロポーザルに関する質問について

- ① 受付期限：令和2年11月20日（金）午後5時まで
- ② 提出方法：質問書（様式3）に記入の上、館山市図書館へ電子メールで提出するとともに、必ず電話により提出したことを提出先に連絡すること。
- ③ 回答方法：館山市のホームページで随時公開

(2) 説明会について

本プロポーザルについて説明会は実施しない。

8 参加申請・提案書等の提出に関する事項

(1) 応募書類

- ・下記「提出書類一覧」のとおり

(2) 募集期間

- ・令和2年11月26日（木）から令和2年12月4日（金）まで

(3) 参加申請・提案書等提出方法

- ・館山市図書館へ持参もしくは郵送により提出すること。
- ・郵送の場合は、上記（2）の募集期間内必着とする。また、配達記録が残る方法で郵送すること。
- ・持参の場合は、館山市図書館の休館日を除く各日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

○提出書類一覧

- ①参加申請書（様式第1号） 部数1部
- ②会社概要書（様式第2号） 部数1部

※館山市入札参加適格者名簿に未掲載の者は以下の書類を会社概要書に添付すること

- a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- c 印鑑証明書
- d 納税証明書（国税）

- ・法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
- ・個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）
- e 納税証明書（千葉県税）
 - ・千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
- f 市税完納証明
 - ・館山市内に事業所を有する場合、市税の完納証明書
- g 財務諸表

③企画提案書（任意様式）

- ・部数 正本1部（代表者印押印）、副本5部
 - ※副本は、参加者名が入らないようにすること。
- ・書式は自由だが、A4判での作成とする。
- ・表紙、目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
- ・次の項目について記載をすること
 - a 導入実績
 - 平成27年4月以降における地方公共団体への電子図書館システムの導入実績を記載すること。
 - b 業務実施体制
 - 本業務の従事予定者の経験・能力、有効な資格等及び実施体制を記述すること。
 - c 取組方針
 - システム導入を進めるにあたっての基本的な考え方やその手法について記述すること。
 - d システム内容
 - ・提案システムの基本的な考え方と、それを推奨する理由について記述すること。
 - ・提案システムの特長について記述すること。
 - e 導入スケジュール
 - ・電子図書館システムの稼働を令和3年2月1日からと仮定し、設計から導入までの具体的なスケジュールを作成すること。また、本市が行うべき作業についても、工程を記述すること。
 - f セキュリティ対策等
 - ・システムのセキュリティ対策について記述すること。
 - g 運用及び維持管理について
 - ・運用開始後のサポート体制・内容確認について記述すること。

- ・動作監視体制、障害復旧体制等について、障害時の対応を記述すること。
- ・システムに関する職員研修について記述すること。

h システム機能について

- (1) システム機能要件確認表（様式第4号）事業者欄を記述すること。
 - ・機能要件を満たしている場合は要件確認欄に◎印
 - ・代替案により対応可能もしくは優れた提案がある場合は要件確認欄に○印とし、備考欄に代替案等の内容を記述すること。
 - ・一部を除き対応可能な場合は△印とし、備考欄にその内容を記述すること。
 - ・対応が不可能な場合は、要件確認欄に×印
- (2) システム機能要件確認表に示す以外の特徴的な機能について記述すること。
- (3) 主な帳票一覧（名称と用途）を示すこと。
- (4) ソフトウェアの仕様等を記述すること。
- (5) バージョン管理やライセンス管理について記述すること。

i 電子書籍の提案について

- (1) 電子書籍提案一覧表（様式第5号）に基づいて、電子書籍一覧を記述すること。
- (2) 関連情報として、以下の情報について記述すること（任意書式）
 - ・新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言発令後における、貸出実績・利用統計（書籍分野、利用者年齢層など）

④見積書（様式任意）

- ・部数 正本1部（代表者印押印）
- (1) 見積書は、円単位で作成すること。
 - (2) 次の項目について見積もること。
 - ①システム導入費（システム導入、初期設定、運用テスト、職員研修等）
 - ②システム利用料（月額及び令和3年2月1日～令和3年3月31日利用分総額）
 - ③電子書籍ライセンス料（様式第5号提案分）
 - ④消費税及び地方消費税額（①～③合計×10%）
 - ⑤提案総額（上記①～④合計：上限額2,500,000円）
 - ⑥令和3年度以降のシステム利用料（月額及び令和3年4月1日～令和5年3月31日利用分総額）
 - (3) 積算については、「値引き」や「調整額」等を考慮して金額を積み上げるものとし、「値引き」、「調整額」等の名目による一括計上は行わないこと。
 - (4) 本体価格と消費税及び地方消費税の額を明記すること。
 - 消費税及び地方消費税の額は10%で積算すること。

9 参加資格結果通知

- ・参加資格確認終了後、令和2年12月8日（火）を期限とし、公募型プロポーザル参加申請書に記載のメールアドレス宛に通知する。

10 プレゼンテーション審査について

- (1) 実施日時 令和2年12月15日（火）

※詳細な時間等は、参加資格結果通知と併せて通知する。

- (2) 実施場所 館山市役所内会議室

- (3) 実施内容 企画提案内容の説明、質疑応答

- ・説明方法 企画提案書をもとにプレゼンテーション及びデモンストレーションを行うこと。
- ・説明時間 20分以内
- ・質疑応答 10分程度

① 説明者 本業務を受託した場合の責任者又は担当者とする。

② その他

- ・日程については、事務の都合及びその他の事情により変更する場合もあるものとし、変更がある場合は、別途連絡をするものとする。
- ・参加資格者が1者しかいない場合でも実施する。
- ・プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は各事業者で用意すること。ただし、スクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。

11 審査方法

- (1) 本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を、厳正かつ公平に決定するため、館山市電子図書館導入業務プロポーザル審査委員会（以下「審査会」）を設置し、審査会委員が、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーションの内容について、評点を行い、最高点を得た者を受託候補者として選定するものとする。

ただし、価格評価30点（相対評価）を除く提案審査70点（絶対評価）の点数について、審査委員全員の平均点が42点以上の場合に限る。

なお、最高得点者が2提案者以上になった場合は、審査会委員で協議の上、受託候補者を選定する。

- (2) 評価点の配分

提案審査70点 + 価格評価30点 = 合計点100点

- (3) 採点基準

① 提案審査

- ・評価項目等は別紙「審査基準表」のとおりとする。

・評価方法は、絶対評価とし、採点基準は次のとおりとする。

評価	採点基準	得点化方法
A	特に優れている	各項目の配点×1.0
B	優れている	各項目の配点×0.8
C	平均的な内容である	各項目の配点×0.6
D	仕様は満たしているが、内容に乏しい	各項目の配点×0.4
E	提案が出来ていない	各項目の配点×0

② 価格評価

a 提案総額＋ランニングコストの合計金額 配点15点

※ランニングコストは長期継続契約予定期間2年間（令和3年4月1日から令和5年3月31日まで）のシステム利用料とする。

合計金額が最も低い事業者（x） 満点

他の事業者（xの金額／当該事業者の金額）×15点（小数点以下第2位を四捨五入）

b 提案総額に占める電子書籍ライセンス料の比率 配点15点

比率が最も高い事業者（y） 満点

他の事業者（当該事業者の比率／yの比率）×15点（小数点以下第2位を四捨五入）

※参加者が1者のみの場合、本項目（a＋b）の評価点は18点とする。

1.2 審査結果

- (1) 選定結果については、全ての提案審査参加者にメールにて通知（令和2年12月18日（金）予定）する。
- (2) 企画提案方式による契約予定者の選定における公正性及び透明性を高めるため、館山市ホームページに結果を公開する。
- (3) 審査の内容についての問い合わせには一切応じないものとする。また、結果に対する異議申立ては認めない。

1.3 契約の締結

- (1) 受託候補者として選定された者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。
（地方自治法施行令第167条の2第2項による随意契約）
- (2) 受託候補者として選定された者は、本市との協議が整い次第、速やかに契約手続を行うこととする。
- (3) 契約金額は、受託候補者が提案書で示した本業務に係る費用の合計金額とする。ただし、双方協議の上、提案のあった企画内容等を見直した場合はこの限りでない。

- (4) 受託候補者に事故があり、契約締結が不可能となった場合又は受託候補者と協議が整わない場合、次点者と業務の詳細等を協議の上、契約を締結する。なお、受託候補者と契約が締結された場合、次点者へ速やかに連絡する。
- (5) 契約に係る前払金の支払は行わない。

14 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とする。
 - ・企画提案書等の必要書類を期日までに提出しない場合
 - ・本要領4の参加資格要件を満たしていないと判断される場合、又は契約締結までに参加要件資格を満たさなくなった場合
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・見積額が提案上限額を超えている場合
 - ・プレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した場合
 - ・選考の公平性を害する行為があった場合
 - ・本要領11(1)に定める審査委員全員の平均点に満たない場合
 - ・前各号に定めるものの他に、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査会委員長が失格であると認めた場合
- (2) 参加申請書及び企画提案書等の作成、提出並びにプレゼンテーション等に関する必要経費は、すべて当該提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 参加申請書及び企画提案書等の提出後は、原則として記載内容の変更を認めない。
- (5) 提案書等の作成のために本市から受領した資料等は、本市の了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、館山市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他止むを得ない事情があるときは、本プロポーザルを延期又は中止することがある。